

## 占領期京都における接收住宅に関する研究

Study on the Confiscated Houses in Kyoto During the Occupied Period of Japan.

京都府立大学 特任助教 原戸 喜代里

### （研究計画ないし研究手法の概略）

本研究では、京都府総合資料館所蔵、国立公文書館及び国会図書館憲政史資料室における史料調査、京都市内の住宅遺構調査、聞き取り調査を行った。

史料調査では、京都府総合資料館所蔵の史料群を中心に行い、同時に、国立公文書館や国会図書館憲政史資料室のGHQ文書の調査を進め、占領政策や占領軍がどのような住宅を調達しようとしたのかを把握した。京都府総合資料館所蔵史料では、「連合軍接收住宅図面」「連合軍接收P. D., P. R. (PROCUREMENT DEMAND/PROCUREMENT RECEIPT)」「連合軍接收設営工事関係書」を用いた。簿冊数27冊に及ぶ同史料は、1946～48年に京都府の建築課が作成したもので、京都市の接收住宅に関する図面類や工事関係書類が収録されている。これらの史料からは、各住宅の規模、立地、接收形態（全体接收、部分接收などの接收状況）、改造箇所や改造状況などを把握した。

また接收された住宅については、上記史料の他、「京都市明細図」、京都地方法務局所蔵の土地台帳を用いて接收住宅の所在を特定し、データベースを作成した。このデータをもとに、外観から現存状況と現在の表札名の確認を行い、「現存している住宅」（27戸）、「一部現存している住宅」（12戸）、「現存しない住宅で当時の所有者の苗字と現在の住宅の表札名が一致する住宅」を対象に調査を依頼した。調査協力が得られた住宅（14戸）を対象に、接收当時の暮らしや実際の改造状況を中心とした聞き取り調査を実施した。

### （実験調査によって得られた新しい知見）

#### 1 京都における住宅接收地区

1945年9月25日、京都に進駐した占領軍は、将校の家族用住宅として接收した日本人住宅の所在地をA～Eの5つの地区に分けていた。京都府立総合資料館所蔵の「連合軍接收設営工事関係書」の中には、これらの地区について記述が見られる。

A地区は「概ね京都市左京区下鴨方面」とあり、DHが建設された植物園（地図中のG地区）～鴨川と高野川が分岐する辺りまでを指す。この「下鴨」は、昭和初期の都市計画道路建設に伴い、京洛土地株式会社が宅地開発を手がけた地区である。B地区は「概ね左京区北白川方面」で、この「北白川」は、大正末期から日本土地商事が住宅地として開発を進めた地区である。C地区は「概ね左京区浄土寺、岡崎方面」とあり、この地域は明治期に形成された南禅寺周辺の別荘地で、当時の京都の名士の邸宅、別荘が建ち並ぶ地区である。D地区は「概ね東山区三条以南七条まで」とあるが、知恩院周辺と、大正末期、京都市域拡大に伴って住宅地として開発された太閤垣周辺の2カ所に集中している。E地区は「概ね鴨川以西」とされ、

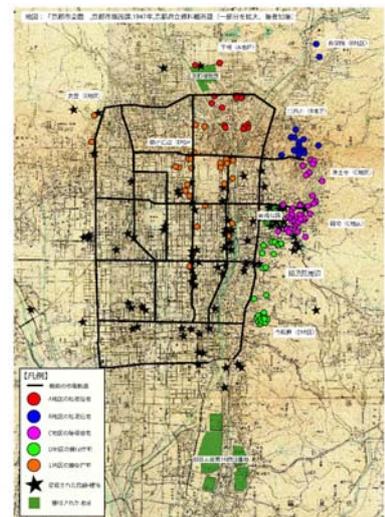


図1. 京都市内における接收住宅の分布状況

京都御苑周辺の市内中心部に集中している。

このように、京都における住宅接收地区は、A地区やB地区、D地区の太閤垣というような、大正末期から昭和初期にかけて宅地開発された地区と、C地区やD地区のように明治政府による社寺領処分の後、邸宅地として開発された地区に大別できる。A、B、D地区の太閤垣で接收された住宅は、中流階級向けの和洋折衷の「洋風住宅」であり、C地区、D地区の邸宅地で接收された住宅は、市田弥一郎邸（対龍山荘）や栗田山荘（旧細井家別邸）というような、「近代和風建築」に類する住宅であった。また、京都市内で接收された住宅は、市の東部に集中した。

## 2 接收時期

接收時期については、D地区太閤垣の住宅（昭和21年4月）、B地区、E地区、D地区知恩院周辺の住宅（同年5月）、A地区（同年7,8月）の順に十数戸ずつまとまった接收が見られたのに対し、C地区のみ同年4月～10月にかけて各月2～5戸ずつ接收されて

	昭和21年												昭和22年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
A地区																
B地区																
C地区																
D地区																
E地区																

図2. 各地区の家族用住宅の接收時期

おり、他の地区と状況が異なっていた。住宅接收にあたっては、連合軍の要請により京都府が住宅のリストを作成<sup>1)</sup>、西洋人の使用に適した住宅が選ばれた結果、洋風住宅がまとまって分布しているB地区、D地区太閤垣、E地区が真っ先に接收対象となったと推察される。また、「占領軍家族住宅地区」建設地として植物園が内定したのが6月中頃である<sup>2)</sup>ことから、植物園周辺のA地区で住宅の接收が行われたものと考えられる。C地区では、「近代和風建築」に類する邸宅ほど接收時期が遅くなる傾向が見られた。接收建物や司令部が立地する市内中心部へのアクセスのよさ、広大な庭を持ち車庫・ボイラー室など付属屋を建てる余地があったことで、徐々に「近代和風建築」に類する邸宅群も接收の対象となっていくのではないかと考えられる。

## 3 接收住宅の選定要件（調書からみる選定要件）

京都府は連合軍の要請により接收する住宅のリストを作成したが、このリスト作成のために西洋人の使用に適した住宅の調査を行っていた。

京都府立総合資料館に所蔵されている簿冊「連合軍接收住宅に関する書類綴 昭和二十三年五月 渉外課」<sup>3)</sup>の「進駐軍家族用住宅調査書」は、接收住宅の候補を選定するため京都府が作成した調書である。現在30件分の調書が残されているが、すべて実際には接收されなかった住宅である。

この調書には、1.所在地2.所在地表示地図面記入番号3.所有者の姓名4.現住者の家族数5.建築様式（木造、煉瓦、スタッコ、コンクリート等）6.階数7.地下室、屋根裏8.室数（浴場と便所を除く）9.西洋室の間数10.浴槽の数11.便所の数 日本式 西洋式12.暖房装置13.用水装置（水道、井戸、その他）14.下水装置（市営下水装置、塵芥用タンク、バケツ設備）15.湯沸装置16.電機用電力最大使用量17.現住家族を間仕切りにて住ませることは出来るか18.間仕切りの出来ない場合、敷地内に家族を住ませる別の建物があるか、以上18の調査項目が設けられている。実際には接收されなかったものの、京都府がどのような住宅を候補として選定したのか把握することができる。

この30件は全てA、B、E地区に含まれており、現住者の家族数は4～10人、1～2世帯で同居している。家屋構造は1件を除きすべて木造であり、30件すべての住宅に洋室が備わっている。浴槽は全住宅に、29件に水洗便所が設置されていた。浴室については、長州風呂や桶風呂、日本式と記述されたものが散見され、接收後西洋式の風呂に取替えられたことを考えると日本式の風呂が

多かったと思われる。便所については、和式水洗に加え、洋式の水洗便所を備えた住宅が12件見られた。用水装置は全て水道であり、下水装置は、市の下水道に直結するものが15件、浄化槽のあるものが11件、側溝へ放流するものが4件となっていた。また、暖房設備を備えた住宅は10件、湯沸装置のあるものは10件となっていた。17の現住家族を間仕切りにて住ませることは出来るか、すなわち同居が可能かどうかについては、10件が可能と回答し、また18の敷地内に家族を住ませる別の建物があるか、に対しては全戸が出来ないと回答していた。

以上より、京都府は、住宅の接収にあたり、洋室及び浴槽や水洗便所、暖房等の住宅設備機器を備え、上下水道が完備している住宅を接収住宅候補としていた。そのため、接収された住宅は、戦前期に上下水道の整備が進んでいた市内の東部に集中したと考えられる。

## 4 家屋規模と接収形態

### 4-1 家屋規模

史料群に収録されたP.Dには、「a total floor space」として住宅の延床面積が単位「sq. ft」（1,000sq. ft＝約93㎡）で記載されている。接収された住宅は、家屋規模が「2,000～3,000sq. ft」の住宅が43戸、「3,000～4,000sq. ft」の住宅が35戸と多く、どの地区においても多数を占めていた。「占領軍家族住宅地区」に建設された住宅が1,000～1,200sq. ftほどである<sup>4)</sup>ことから、接収された住宅の規模は標準的な家族住宅より大きいといえる。

### 4-2 接収形態

住宅の接収には、敷地全体が接収される「完全接収（図3参照）」、母屋全体が接収され、日本人所有者は離れに居住する「部分接収（別居型）（図4参照）」、母屋の一部が非接収で、そこに日本人所有者が居住している「部分接収（同居型）（図4ab参照）」の三つの形態があることがわかった。

接収形態の中では「部分接収（同居型）」が47%と最も多く、「部分接収（別居型）」（8%）を合わせると、日本人家族と連合軍家族が同じ敷地内に居住する「部分接収」が全体の半数以上を占めていた。さらに、家屋規模との関係に着目すると、「2,000sq. ft以下」の比較的小規模な住宅13

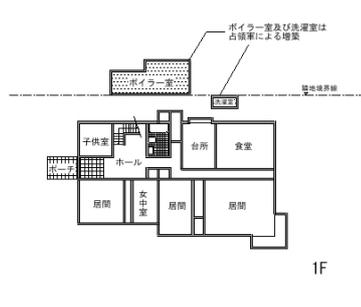


図3. 完全接収の事例

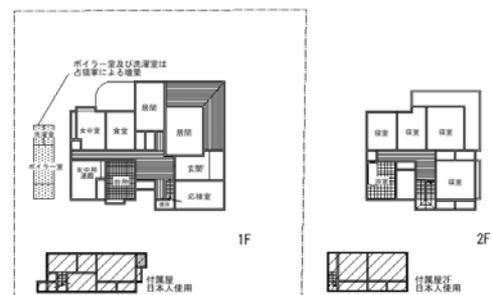


図4. 部分接収（別居型）の事例



図5a. 洋館を併設した住宅の部分接収（同居型）の事例



図5b. 近代和風住宅の部分接収（同居型）の事例

戸のうち、7戸が「部分接收（同居型）」となっていた。「完全接收」は21%であり、接收形態の不明なものは24%あった。

完全接收された住宅（図3）を見ると、ボイラー室と洗濯室が新たに建てられている。また、女中室が設けられており、女中は将校家族と同居していたことがわかる。

部分接收された別居型の住宅（図4）は、主屋を連合軍家族が使用し、離れや土蔵等に日本人家族が居住していた。主屋付近にボイラー室と乾燥室が新たに設けられ、主屋の一室は女中室となっている。

部分接收された同居型の住宅（図5ab）では1、2階とも主屋を半分に分けて、連合軍と日本人の家族が住んでいた。日本人家族の使用する部分には、炊事場や井戸が描かれており、連合軍が使用する部分には床タイル張りのキッチンが描かれている。また、図5aでは、応接間の一角にバスルームが設けられ、連合軍家族が使用するために、納戸や押入等がバスルームに改修されたと見られる。

図5bでは、連合軍家族が住むために間取りが変更されることはなく、既存の間取りのままで、連合軍家族が使用する部分の床にはフローリングが張られ、タイル張りのキッチンやバスが造られた。日本人が使用する部分の風呂は長州風呂が、炊事場には、かまどが描かれている。部分接收の場合、日米の2世帯が生活できるように、日本人家族用に風呂や便所、台所、玄関等が、主屋の日本人使用部分に増築されたり、庭の一角に別棟で長州風呂や和式便所が新築された。

## 5 改造状況

### 5-1 工事の概要

「連合軍接收設営工事関係書」及び「接收住宅図面」には計120戸、297件分の工事関係書類が収録されている。工事は、昭和21年5月9日～翌年4月27日までの間に行われており、家屋内部の「改造工事」及び「改修工事」が計106件、「給水給湯衛生設備工事」が119件と多数を占める。これらの工事は、日本側に設計の内容が示されることなく、建物を利用する将校が日本側の選定した請負業者を指揮して進められ、工事契約の責任者である都道府県の係官の知らぬ間に、設計変更や手直しが、軍関係官の命令で日常的に行われていた<sup>5)</sup>。

### 5-2 「修繕明細書」に見る改造状況

修繕明細書の記述について、改修の内容ごとに分類し集計を行ったところ、13項目の改修内容について、すべての住宅（修繕明細書が収録されている102戸）で改造が行われていたことが分かった。その内容は、連合軍が、全国の接收住宅の改修に関して示した仕様概要である「将校および家族宿舎の修理復旧に関する仕様概要」<sup>6)</sup>（昭和21年4月1日発出）と合致する。仕様概要では、屋根・外壁・内壁・天井・床の破損部分を修理の上、天井・壁・木部は白色または明色を塗るよう指示し、設備面は、浄化槽の設置、給水給湯設備について水圧や給水タンクの容量など基準を定め、暖房設備は中央暖房方式により70℃Fに保つよう求められた。修繕明細書では、これに「畳と堅木の床の入れ替え」、「DDTの散布」、「地面の整備」、「便所・風呂の洋式化」、「間仕切り及び必要な部屋・設備の追加」という改造内容が加えられている。この他、「車庫をつくること」（88戸）、「ボイラー室をつくること」（79戸）、「台所を洋風化すること」（63戸）等の改造が行われた住宅が多数を占める。

### 5-3 「工事仕様書」に見る改造状況

設備面では、給水は「京都市上水道より引き込み各所に配管」を行い、給湯は「石炭ボイラーによる給湯により各所に給湯」され、石炭ボイラーと給湯タンクを用い「イツニテモ完全ナル湯

ガ使用デキル」状態が保たれた。排水設備は、新設浄化槽もしくは既存浄化槽が掃除の上使用され、暖房設備はガスサーキュレーターが各部屋に1,2個ずつ設置された（間取りによる）。

建物内部の改造では、納戸や物入れをバスルームやシャワー室に改造するというような事例は見られたが、基本的には間取の変更は行われなかった。

日本間は総じて畳を取外し板張りに改造された。壁は、漆喰塗の上ペンキ塗りが施されることが多いが、改造指示がなく既存の砂壁のまま使用されることもあった。木部は「灰汁洗い」もしくは「灰汁洗い後ニス塗」で、「ペンキ塗」は見られないため、必ずしも修繕明細書通りのではなかった。また、障子・襖等の建具は張替や金具の修理が行われ、そのまま使用されることが多い。押入はすべて「洋風に改造」され、内部にニス塗やペンキ塗を施し、中棚は取除き、洋服掛けの金具・パイプが取り付けられた。玄関・洋室・廊下・階段室は、床ワニス塗、壁は元の仕上げにより「壁紙張替」又は「ペンキ塗替」とされた。木部は「ワニス塗及びペンキ塗」仕上げであった。

台所、便所、浴室の部屋の改造では「所定ノ改造ナス」、「標準型ニ改造」等の文言が見られ、一定の仕様が設けられていたことが窺える。室内はいずれも、天井・壁の腰上部分・木部を油性ペンキ塗、壁の腰下部分をタイル張、とし、台所は床を板張りに、浴室・便所はタイル張に改造している。台所は既存の流し台・ガス台を撤去し、「標準型」と見られる「煉瓦積みタイル張」の流し台を新設



図6. 和室の押入内部に残る改造の様子

した。既存の棚がない場合には、押入や廊下部分を改造して造り付けの棚が設けられる。

浴室・便所は、既存の便所の間仕切を取除く、納戸部分を使用するなどして空間を確保し、浴槽、洗面器、洋風大便器を1室に設けた部屋が設けられ、薬箱・鏡・手拭掛けなどの付属設備が設けられた。洗面器は在来品が使用可能な場合はそのまま使用し、浴槽は規格品のバスタブか「鉄筋ラス張タイル張仕上げ」のものが新設された。便所はすべて水洗で、洋風大便器に変更される。便所・規格品の浴槽について、仕様書では「東洋陶器製品」との記述が散見され、日本製品が使用されていたことが分かる。一方、女中用や日本人居住者用に新たに便所・浴室を造る場合には、「和風大便器」、「長州風呂」が設けられた。また、部分接収の住宅では、漆喰壁の間仕切を廊下に新設、庭に生垣・板塀等を新設し、母屋と離れが明確に分けられるなど連合軍家族用と日本人用が明確に分けられていた。車庫、ボイラー室、物置等の付属屋は、基本的に敷地内の樹木を移植する等して建てられたが、余地がない場合は隣家敷地に建てられる場合もあった。

接収住宅の改造は、洋風住宅、近代和風住宅に関係なく一定の仕様に基づいて行われた。

#### 5-4 間取り調査から把握した改造の実態

遺構の調査協力が得られたのは14戸で、これは全体の約1割にあたる。洋風住宅10戸、洋館が併設された和風住宅3戸、和風住宅1戸で調査を行うことができた。

今回の調査により、接収の際の改造工事で間取の変更はほとんど行われていなかった事が確認できた。接収時も基本的には元の部屋の用途のままで使用されている場合が多かったようである。唯一間取の変更を伴う工事は、浴室やシャワー室を新設する際の工事である。それも、納戸を間仕切り浴室と脱衣室を設けたり、既存の浴室と脱衣室の間の壁を取壊し1室の浴室に改造する程度の工事で、部屋の形状を変えるような大規模な間取の変更は、洋風、和風、和洋折衷住宅のいずれに

においても行われていなかったことが確認できた。

今回調査した住宅では、仕様書の通り、接客にあたっての改造工事で間取の変更はほとんど行われていなかった。台所・浴室・便所などの水廻りもすべて仕様書の通りの改造で「白色ペンキ塗」仕上が施されていた。廊下・洋室などは「改造されなかった」とする住宅が多いが、仕様書では壁を「ペンキ塗」とすることが多く、実際にはペンキ塗りがされるが、接客前とあまり変わらない色が使用されたのではないかと思われる。

和室に大きな改造が加えられていたのはD地区の和洋折衷だけで、基本的には、「畳を取外し、床板張り」の改造のみで、天井・壁・木部・建具に至るまでそのまま使用されていた。この住宅では、障子と襖で仕切られた二間続きの和室を、壁で囲まれた部屋に改造し、壁・天井・木部すべてを白色のペンキ塗りにされたが、工事仕様書にはこれに該当する記述は見られない。聞き取りによると「2,3家族が入れ替わりで居住していた」といい、1家族目が居住する際に和室に上記のような改造がなされたという。2家族目の将校がそれに関して「部屋から日本の庭が見えると聞いていたのに、壁になっていて残念だ」と文句を言っていたとのことで、改造工事は、必ずしもGHQの「修繕明細書」通りに行われたのではなく、居住していた将校の采配によるところが大きかった様子がみられた。

注)

- 1) 占領軍調達史編さん委員会『占領軍調達史- 占領軍調達の基調- 』,1956
- 2) 「連合軍接客物件関係」1947,京都府立総合資料館所蔵
- 3) 「連合軍接客住宅に関する書類綴 昭和二十三年五月 渉外課」1948,京都府立総合資料館所蔵
- 4) 玉田浩之,「占領軍による接客住宅と接客施設地図の建築史的分析」『アリーナ第 15 号』,中央大学総合学術研究院,2013年5月30日 p. 34
- 5) 占領軍調達史編さん委員会,『占領軍調達史 - 占領軍調達の基調- 』,1956/占領軍調達史編さん委員会,『占領軍調達史 部門編- 工事- 』,1959
- 6) 前掲書 5)

### ( 発 表 論 文 )

- ① 木口なつみ、原戸喜代里、玉田浩之、大場 修、占領期京都における接客住宅に関する研究、平成26年度日本建築学会近畿支部学術講演会、2014年6月、大阪工業技術門学校
- ② 原戸喜代里、木口なつみ、玉田浩之、大場 修、石川祐一、接客住宅の選定要件-占領期京都における接客住宅に関する研究その3-、平成26年度日本建築学会大会学術講演会、2014年9月、神戸大学
- ③ 木口なつみ、原戸喜代里、大場 修、玉田浩之、接客住宅の改造状況-占領期京都における接客住宅に関する研究その4-、平成26年度日本建築学会大会学術講演会、2014年9月、神戸大学
- ④ 玉田浩之、原戸喜代里、大場 修、木口なつみ、京都山科・大津の占領軍家族住宅の分布状況-占領期京都における接客住宅に関する研究 その5-、平成26年度日本建築学会大会学術講演会、2014年9月、神戸大学